京都信用金庫

店頭での外国送金受付方法変更に関するお知らせ

平素は、当金庫で外国送金取引をご利用いただき誠にありがとうございます。

当金庫では、お客様が店頭で外国送金をご依頼される場合の受付方法について、下記の通り変更することとなりました。

お客様にはご不便をおかけしますが、ご理解を賜わりますようお願い申し上げます。

記

1.「外国送金依頼書作成サービス」の取扱を開始

2025年4月1日(火)より当金庫ホームページにて依頼書を作成する「外国送金依頼書作成サービス」の取扱を開始します。

【サービス機能について】

- ・お客様のパソコン、スマートフォン、タブレットから、当金庫ホームページにて「仕向送 金申込書兼告知書」(以下、外国送金依頼書)をご来店前に作成できます。
- ・取扱手数料は店頭扱いの手数料を適用します。
- 事前のお申込やID、パスワードのご登録は不要です。
- ・作成いただいた外国送金依頼書は、パソコンに保存することで、同じ内容の外国送金依頼書を簡単に作成できます。また、スマートフォン、タブレットから作成した外国送金依頼書の二次元コードを読み取り、同じ内容の外国送金依頼書を作成することもできます。
 - ※別紙の「外国送金依頼書作成サービス」にかかる注意事項をご参照ください。

2. 手書き/プレプリント・サービスによる外国送金依頼書の取扱を終了

従来の紙帳票による「外国送金依頼書兼告知書」(プレプリント・サービスによる再作成帳票を含む)の受付は、**2025年6月30日(月)**をもって終了します。

また、プレプリント・サービス(依頼済帳票の再作成)についても、2025年3月31日 (月)をもって終了します。

2025年4月以降は、「外国送金依頼書作成サービス」をご利用ください。

以上

